

特定農薬（特定防除資材）として指定する際の情報提供について（案）

特定農薬の指定に際しては、不正粗悪なものが広範に流通し、農業生産や環境に悪影響を及ぼすことがないようにするため、製造方法や物質の由来等、指定対象の範囲を説明する。

併せて、殺虫、殺菌等の効果が確認された参考となる使用方法¹、使用する際の注意点等²の情報を提供する。

使用者に対してこれらの情報提供を広く行うために、特定農薬の指定に関する告示改正にあわせて、都道府県や関係団体に通知を出すとともに、農林水産省及び環境省の HP に当該情報の掲載を行う。

- 1 たとえ食品であっても、仮に過剰に散布された場合、問題が生ずるおそれも完全には否定できないので、使用の際は薬害や安全性に注意して使用者の責任において使用するよう、指定の際に通知や行政指導等で周知することとする（第 11 回合同会合における論点整理 1）。
- 2 特定農薬の指定に際しては、当該農薬に係る他法令等に基づく規制の遵守を徹底することとする。具体的には、他法令による規制や業界の自主的な規制等の内容を適宜反映し、通知等により使用者に対し使用・貯蔵上の注意事項等の指導を徹底していくこととする（第 12 回合同会合における論点整理 2）。

特定防除資材(特定農薬)として指定された資材に関する情報提供について

特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして指定されたものです。たとえば食品であっても大量に摂取したり目に入れたり、環境中に散布しても全く問題がないわけではありませんし、全ての特定防除資材があらゆる濃度や使用量であらゆる病害虫に使用して効果があるわけではありません。

このため、以下のとおり、特定防除資材を使用する方などのために、資材ごとに、殺虫、殺菌等の効果が確認された使用方法などの情報を提供します(天敵などは除く)。使用の際の参考としてご覧下さい。

現在、特定防除資材として指定されている以下の資材については、農薬登録が過去にあったか、現にあるものであり、その使用方法を記述していません。ただし「同様の有効成分を持つ登録農薬」で薬効が認められたものであっても、特定防除資材では登録農薬と同様の薬効が確認されたわけではないことにご注意下さい。

なお、安全性の高い特定防除資材であっても目や口に入らないよう注意が必要であることはいままでもありません。

品名	種類	薬効が認められる対象病害虫	参考となる使用方法
重曹	殺菌剤 (散布用)	・イチゴ、トマト、バラの灰色かび病 ・カボチャ、キュウリ、スイカ、メロン、ナス、ピーマン、イチゴ、トマト、バラのうどんこ病	・重曹濃度0.1%程度に薄めたものを10アール当たり100～500リットル散布。 (登録のある炭酸水素ナトリウム剤の使用方法を参考に記載)
食酢	殺菌剤 (種子消毒用)	・イネの もみ枯細菌病 ばか苗病 ごま葉枯病 (酢酸液剤として薬効を確認)	・酢酸濃度0.1～0.25%のものに24時間もみを浸漬。 (過去に登録のあった酢酸液剤の使用方法を参考に記載)